

## 【概要】

地域密着型サービスの評価は事業所自らが実施する「自己評価」と評価機関が実施する「外部評価」から成り、この評価は国の指定基準により原則として少なくとも年に 1 回は実施することが事業所に義務付けられています。

外部評価は、第三者による外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを狙いとするものです。

各事業所は、自己評価及び外部評価の実施並びにそれらの結果の公表を行い、自らのサービスの質の改善を常に図ることが、指定基準により義務付けられていますので、介護従業者が利用者に対しサービスを提供するに当たっては、評価結果を意識することが求められます。

## 【実施方法】

下記の 2 つの方法のうちどちらかを選択して実施してください。

- ①外部評価機関による評価（下記千葉県 HP 参照）
- ②運営推進会議を活用した評価

### ・ 地域密着型サービスの外部評価について（千葉県のページ）

## 【要件を満たし、受付期間内に申請すると緩和を受けることができます】

- ・過去に外部評価を 5 年連続して実施していること
- ・外部評価の「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を提出していること
- ・運営推進会議が過去 1 年間に 6 回以上開催されていること

※やむを得ない事由があると認められる場合には、6 回未満であっても要件を満たすことができる場合があるので、ご相談ください。

・運営推進会議において、構成員に市の職員又は地域包括支援センターの職員（以下「市職員等」という。）が含まれており、かつ実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において開催された運営推進会議に市職員等が必ず出席していること

※やむを得ない事由があると認められる場合には、市職員等が出席していない回があっても要件を満たすとみなすことができる場合があるので、ご相談ください。

- ・実施要領に規定された「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の 2,3,4,6 の実施状況（外部評価）が適切であること